

2024年度

事業計画書

2024年3月29日

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

(CISTEC)

2024年度事業計画

2024年 3月29日

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
(CISTEC)

この1年間、世界の安全保障情勢は、引き続き激動が続き、複雑で不透明な状況となっている。

ロシアによるウクライナ侵攻は3年目に入ったが、G7諸国など主要国が一致して前例のない広汎な制裁をロシア、ベラルーシに対して集中的に講じてきた。しかし、これまで推進されてきた西側諸国によるウクライナ支援の先行きが見通しにくくなっており、ウクライナ情勢の先行きもまた不透明感が強まっている。ロシアとイラン、中国、北朝鮮等との関係強化の懸念も生じている。

また、中東では、パレスチナのガザ地区でのイスラエルとハマスの対立・交戦による緊張も、関係する主要国の利害が交錯し、複雑な情勢となっている。

北朝鮮の核・ミサイルの脅威も改めてクローズアップされている。

台湾に関しても、総統選の結果を踏まえて中国による台湾への圧力が強化され、台湾周辺海域での軍事演習や南シナ海の公海での管轄権主張など、従来以上に緊張が高まっている。

他方、中国においては、輸出管理法やデータ安全法、輸出禁止・輸出制限技術リスト等に基づき、重要物資や技術、重要データの輸出、海外移転について規制をかける動きが強まっており、我が国を含めてサプライチェーンに影響を及ぼしつつある。また、輸出管理関連情報を含めてビジネスに必要な情報が取りにくくなり、施行された改正反スパイ法や改正国家秘密保守法等により、拡大された「国家安全」概念による規制が行われるなど、ビジネス環境への懸念が増している。香港においても、香港基本法に基づく新たな国家安全維持条例案がごく短期間の審議で成立し、中国本土並みの国家安全法制が適用される見通しとなった。

米中間の緊張も引き続き続いている。

このような諸状況を踏まえて、各国とも、産業・技術基盤の強化や同盟国・同志国間のサプライチェーンの構築など、経済安全保障に関する取組を強化している。

我が国においても、経済安全保障推進法に基づく一連の措置が具体化され、直近ではセキュリティ・クリアランス制度の整備に関する法案が国会に提出され審議が開始されている。

経済産業省においては、令和6年度の組織改編で、現在の貿易経済協力局が、大臣官房の「経済安全保障室」と統合される等により改組され、「貿易経済安全保障局」となる予定である旨公表されている。

経済安全保障の中で、輸出管理は重要な柱となっているが、様々な課題に関する対応について検討が急がれている。従来の国際輸出管理レジーム合意に基づく不拡散型管理に加えて、同志国連携による管理の動きは、「日米輸出管理協力」やG7合意等に基づき具体化が進みつつある。日米蘭による半導体製造装置を対象とした連携がなされたが、今後、新興技術分野での連携と規制の具体化が進むと思われる。新興技術については、兵器の開発・製造・使用に直接用いられる場合だけでなく、C4ISR等の面で軍事能力の拡大に資する場合も含まれてくると思われ、規制手段のあり方が課題となる。

また、人権関連についても、民主主義サミットで合意された「輸出管理と人権イニシアティブ」に我が国も参加し、人権関連での輸出管理のあり方について議論が行われてきている。

なお、ロシア制裁に関連して迂回輸出・制裁潜脱の問題も注目され、G7合意に基づき各国で対応がなされつつある。

このような諸状況を念頭に置きつつ、経済産業省の産業構造審議会安全保障貿易小委員会において、昨年秋より非公開で審議が進められ、今春にも提言がなされる見込みである。その提言に基づき制度改正が見込まれるが、その際、産業界としては、明確性、予見可能性、レベルプレイングフィールド原則、実効性・効率性の確保といった基本的な諸点が確保されるよう求めていく必要がある。

また、米国では再輸出規制や金融面からの規制拡大の動きが目立っており、我が国企業のグローバルな企業展開の上で十分な留意が必要になっている。このため、外為法に基づく規制だけでなく、米国の諸規制の動向についても注視していく必要がある。

C I S T E Cとしては、引き続き、産学官のリンケージチャンネルとしての役割・機能を高めつつ、我が国全体の輸出管理水準の向上に向けて、一層の貢献を以下のとおり、積極的に展開していく。

I 輸出管理に関連する調査・研究・情報の収集・分析

1. 輸出管理に関する総合的調査研究－安全保障輸出管理委員会の運営

的確かつ効率的な輸出管理を実施するため、賛助会員が参加する安全保障輸出管理委員会傘下の部会、専門委員会及び分科会等において、激動する安全保障輸出環境に応じて新たに打ち出される国内外の諸施策（規制）と諸問題について、総合的に調査・研究を行い、企業の自主管理の円滑な実施を支援する観点から、合理的かつ実効的な輸出管理のあり方、規制内容の明確化、手続の効率化等諸般にわたる検討を行う。また、米国の輸出管理改革法による新興技術、基盤的技術に見られる特定の懸念国を念頭に置いた輸出管理に係る諸問題についても調査・研究を行う。

2. 安全保障輸出管理にとって有益な情報の収集・分析

国内外の公開情報、調査会社への委託、外部のデータベース、内外の展示会等の情報ソースを通じ、以下の情報を始めとした関連情報を体系的に収集・分析、提供する。

- (1) 企業のエンド・ユース、エンド・ユーザー管理に役立つ顧客情報、懸念プロジェクト及び懸念国の動向等に関する情報
- (2) 規制に係る貨物・技術の評価・分析
- (3) 規制に係る貨物・技術の懸念地域等における技術水準、技術開・生産動向等の情報
- (4) ロシアのウクライナ軍事侵攻への制裁関連動向の情報

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻等に対して、我が国を含む西側主要国は、これまで例をみない広汎な輸出規制・制裁措置を取ることに合意し、発動した。

特に米国の制裁は、輸出規制、金融制裁とも、その域外適用により我が国企業の取引にも大きな影響を与えるため、引き続き情報を適時に収集・提供を図っていく。

また、我が国においても、米国、EU等の主要国と協調し、同様の制裁措置の発動を閣議了解により決定し、輸出禁止等の措置は外為法に基づ

くものとして政省令改正等により行われている。

C I S T E Cでは経済産業省に対して不明点等についての質問をとりまとめて回答を得ることや速やかに内外の制裁の諸動向についての解説資料を作成・提供してきているが、引き続き情報を適時に収集・提供を図っていく。

(5) 米国・アジア諸国の輸出管理制度及びその運用の実態等の情報

米国商務省BISは一昨年及び昨年に中国等の懸念国向け取引につき、スパコン関連を中心にEARの大幅な規制強化改正を公布した。この規制強化はこれまでのEAR規制の中で、日本企業を含む各国の企業の取引（国内取引を含む）に最も大きな影響を与えるものであるといっても過言ではない。

C I S T E C事務局ではその詳細及び米国商務省BISが公表したFAQの重要ポイントの解説を提供するとともに、米国商務省BISに不明点を直接照会して、規制の詳細を明らかにするよう努めてきた。

これらの動きは、わが国産業界や大学・研究機関の経済安全保障に密接に関わる動向であるため、引き続き注視が必要となっており、今後も情報を適時に収集・提供を図っていく。

さらに、アジア諸国での輸出管理制度整備が進みつつある中、情報収集・提供に努めていく。

(6) 米中・米朝・米ロ関係等の緊張と関連動向等の情報

上記の米中における法制度整備、米ロにおける制裁措置のほか、米国による制裁その他の措置、中国における軍民融合戦略の深化、米中ロの先端兵器開発の推進、イラン核合意再建に向けた協議、北朝鮮の核・ミサイル開発、その他関連する政治・軍事動向等を引き続き慎重にフォローし、産業界への影響やリスクに関する留意点について情報発信に努める。

II 安全保障輸出管理に関する政府への提言

(1) 我が国の安全保障輸出管理制度及びその運用に関し、これまでの活動成果に基づき、必要な提言を行い、国際輸出管理レジーム交渉への反映などを通じ、制度運用の改善を目指していくほか、レジーム合意の我が国政省令への適切な反映がなされるよう引き続き政府に働きかけていく。

また、来年度は、産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会において現在検討されている制度改正に関する提言が間もなくとりまとめられ、これを踏まえて具体的な制度改正に向けた官民間での議論が行われる見込みである。その際には、輸出管理の基本原則に即し、政府と産業界等との役割分担や規制のバランス等の観点から適切なものとなるよう、働きかけを行っていく。

また、以前から問題提起を続けている中長期的な輸出管理法体系の見直しについても、継続的に問題提起を行っていく。

(2) 規制番号体系の国際化（EU準拠）に関しては、2021年度に三団体協議会の場で経済産業省との協議が行われ、EU番号での許可申請も可能になるなどの一定の進展があったが、単に産業界のグローバル展開を円滑にする上での課題にとどまらず、国際的な輸出管理連携の動きの中で、主要国が同様の体系、枠組みによって共通の規制を講じることが相互に確認できるようにするためにも重要な課題となってきた。

そして、欧米諸国やアジア諸国との情報交換、連携も長年にわたり続けられてきているが、現下の情勢下で更に重要となってきた。

品目毎に分類されたEU体系に準じた体系への移行については継続課題として取り組んでいく。

(3) 防衛装備移転三原則や1項品目の移転に係る運用・手続き等に関する課題については、国家安全保障戦略において最近の安全保障環境を受けて同三原則やその運用指針を始めとする制度の見直しを図ることとされたことを踏まえて、これまで関係省庁に提出している要請書の内容について更に検討を進め、関係省庁と協議しつつ、その円滑な運用実現に努める。

(4) 我が国の輸出者にも域外適用される米国の再輸出規制や制裁に関しても、対中国を意識した新たな措置等、その動向をフォローすると共に、今後進められていく日米輸出管理協力の動向も踏まえ、必要に応じ日米両国政府への働きかけを行っていく。

Ⅲ 産業界の自主的な安全保障輸出管理活動への支援

1. 安全保障輸出管理に関する情報の提供

(1) ホームページを通じた基礎的情報や変化する内外状況に関する情報の提供

ホームページについては必要な情報にたどり着きやすいようにするためのリニューアルを実施したところだが、規制の拡大に伴い、輸出管理に従事する輸出者や従事者層の裾野もまた拡大しつつあることを踏まえ、引き続き、入門者、中小企業、大学などによる利用も念頭におきつつ、安全保障輸出管理に関する基礎的情報をより充実させていく。

また、輸出管理に関わる内外状況が大きく動いており、それらの関する情報・分析等の提供も更に強化していく。

(2) 総合データベースに係る情報の提供

自主輸出管理におけるエンド・ユーザー調査の際に有用と思われる顧客情報、懸念国等に関する情報、輸出規制関連法令等の情報提供をホームページを利用して、引き続き以下のとおり行うとともに、その一層の利便性向上のために必要な方策を検討の上、適時に講じていく。

- ①「賛助会員コーナー」：国内法令改正のポイント解説付き速報、包括マトリックスVBA版、国名で調べる個別許可（提出書類・申請窓口）ツール、海外輸出管理規制動向、安全保障輸出管理委員会情報、CISTECジャーナル等を提供。
- ②「国内法令コーナー」：国内法令改正後の全文（とけ込み版）を施行日に即日提供。リンク付き法令集の提供。
- ③「CHASERコーナー」：安全保障輸出管理に係る顧客情報、輸出管理関連情報等を、最近の諸情勢を踏まえてさらに充実させる。特に、CHASER情報について、コンテンツ拡充に努めるとともに検索機能の向上を図る。
- ④「該非判定コーナー」：輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の該非判定ツールである項目別対比表及びパラメータシートを引き続き電子データで提供する。
- ⑤「ガイダンスコーナー」：CISTECのガイダンス類の横断検索や印刷が可能なガイダンスデータベースを提供する。

2. 企業の自主輸出管理ツール等の出版、提供

(1) 自主輸出管理ツールの出版・提供

企業の的確かつ効率的な安全保障輸出管理に役立つ管理ツールを提供するとともに、該非判定業務及び通関業務円滑化のための情報提供を以下のとおり実施する。

- ①企業の輸出管理業務遂行の指針となる安全保障貿易管理ガイダンス等の出版
- ②輸出管理担当者の実務遂行上参考となる輸出貿易管理令別表第1・外国為替令別表の項目別対比表、各種パラメータシート、分野別輸出管理品目ガイダンス等の出版
- ③該非判定手続の簡素化等と通関業務の円滑化のための集積回路を対象とした「自主判定結果公表リスト」の提供。なお、その提供方法については、「公表リスト検索システムWeb版」を中心に効率的な提供を行う。
- ④安全保障輸出管理に関する各種の定期刊行物、報告書等各種閲覧資料の拡充・整備

(2) 安全保障輸出管理に資する書籍の出版等

上記の他、安全保障輸出管理に資する各種の基礎的書籍、海外法制度に関する解説書等の企画、出版等を行っていく。特に、中小企業や大学での輸出管理実施の必要性が一層高まっていることなども踏まえて、新規の輸出管理従事者も視野に入れた基礎的解説書、ガイダンス類の充実に努めていく。

3. 相談業務

(1) 規制貨物・技術に係る該非判定、安全保障貿易管理に係る法令の解釈、企業における輸出関連法規遵守のための輸出管理内部規程（コンプライアンス・プログラム：CP）の作成等に関する相談を引き続き行う。

(2) なお、相談業務については、従来の面談又は電子メールに加えて、新型コロナウイルス感染対策を契機としてWeb面談を中心に行っているが、安全保障貿易管理の重要性が高まるとともに企業等からの相談内容が高度なものになっている傾向にあり、内容も多岐にわたることから、引き続き

相談体制の充実を図っていく。

(3) EAR等米国法令関連の相談受付

米中関係の緊張に伴って、米国の輸出管理関連の規制、制裁が目立っており、これまでEAR等米国法令関連についての個別の相談は基本的に受けていなかったが、ニーズが高いことを踏まえて、2021年度より賛助会員を対象に、トライアルとして相談受付を開始したところ、有用であると好評なため、2024年度も引き続き実施する。

4. 教育・啓発機会の提供

(1) 産業界等のニーズに資する研修会等の開催

企業や大学における自主輸出管理体制の整備と輸出管理担当者の審査能力の向上等を図るため、引き続き研修会等の教育・啓発活動を行う。

研修会のテーマ、内容等については、産業界等のニーズに資するものを検討していく。なお、新型コロナ感染対策を契機として開始したWeb配信セミナーを積極的に活用する。

(2) 研修会等の開催、協力

実施予定の主な研修会等は以下のとおりである。

①法令改正等に関する説明会

「政省令等改正説明会」

②安全保障貿易管理研修会

「基礎コース」、「分野別研修会」、「実務演習コース（該非判定）」、「実務演習コース（キャッチオール・取引審査等）」、「実務演習コース（米国法の基礎と再輸出規制の実務）」、「海外法制度シリーズ（欧州／アジアの法制度編）」、「技術提供管理に関する研修会」等の研修会を引き続き実施するとともに、「企業における自主管理実務」、「国際的な輸出管理をめぐる諸状況」等、時宜にかなった研修会・講演会を適宜実施していく。

③政府・企業・大学・研究機関等が行う輸出管理講習会、内部研修等への講師派遣

④関係省庁による賛助会員向けセミナーの開催

(3) Web配信セミナーサービスの拡充

時間と場所を問わず受講できるようにすることにより利便性を向上すべく、Web配信セミナーサービスの拡充を図り、当該セミナーの録画、独自に製作す

る専門家による講義の録画、パワーポイント形式音声ファイル等、様々な形態で提供しているところ、今後も内容の一層の拡充に努める。

また、録画データをDVDで販売しているが、ニーズに応じて、クラウド経由ダウンロード方式での販売も検討を進める。

(4) 制度の円滑な運用に資する官公庁向け研修会の実施

従来、税関研修として実施していた輸出規制対象品目の識別等に関する研修（CIT研修）を、2017年度から関係官公庁向けにC I S T E C主催にて実施しているところ、有用であると好評なため、2024年度も引き続き実施する。

(5) 講師派遣サービスの拡充

講師派遣サービスは適正な自主管理への一助として、企業・大学等へ輸出管理研修のため講師を派遣しており、一定の評価を得ている。従来、講義の範囲を外為法に関する講義に限定していたが、2021年度より、必要に応じて輸出管理に関連する国内外の諸情勢、法令に関する講義を含めることができるよう拡大し、輸出を業として行う本邦法人等が主に加する業界団体にも利用できるようにしたところであるが、引き続きサービスの拡充に努める。

5. 「安全保障輸出管理実務能力認定試験」の実施

(1) 企業における輸出管理担当者の実務能力の向上等を目的に実施している安全保障輸出管理実務能力認定試験（STC－Associate、STC－Advanced及びSTC－Expert・STC－Legal Expert・STC－準Legal Expert）について、引き続き本年度は、以下を目途に実施する。

① STC－Associate：東京・大阪・名古屋・博多において年1回

② STC－Advanced：東京・大阪・名古屋・博多において年1回

③ STC－Expert・STC－Legal Expert・STC－準Legal Expert
：東京・大阪・名古屋において年1回

また、2023年度からスタートさせたSTC-Associateオンライン試験のトライアル実施を受けて、2024年度は拡充して年2回実施すると共に、STC-Advancedオンライン試験のトライアルを実施する。

(2) STC-Associate入門セミナー及びSTC-Advanced／STC-Expert法令編入門セミナーを引き続き実施する。

(3) 安全保障輸出管理実務能力認定試験のe-ラーニング用ファイルの公開

STC Associate、STC Advanced、STC Expert/Legal Expertの対策コースや演習問題集のファイルを賛助会員コーナーにe-ラーニングとして公開しており、イントラネットでも利用可能となっているところ、引き続き情報を更新して提供する。

6. 機関誌等の発行

(1) 内容の充実

定期刊行物「C I S T E Cジャーナル」については、各種の特集企画や調査分析レポート、連載コーナーを継続するほか、海外シンクタンク報告書、産業界や大学の的確な輸出管理に資する安全保障輸出管理に関する法令、内外の安全保障に関する情報等を適時に掲載し、充実を図っていく。

また、中長期的課題である輸出管理法体系の再構築に向けた様々な提言等も引き続き掲載していく。

なお、安全保障貿易学会とも連携し、その発表成果等の紹介も必要に応じて行っていく。

(2) 「C I S T E Cジャーナル」Web版の発行

また、賛助会員だけでなく、一般の非会員も電子版を閲覧、検索ができる「C I S T E Cジャーナル」Web版を引き続き発行する。

IV 輸出者における該非判定や取引審査の効率化、負担軽減等支援

(1) 輸出者に対する該非判定、取引審査の効率化、適正化等支援

輸出者による該非判定や取引審査をより効率化、適正化することを支援するため、データベースや相談事業の充実、ガイダンス類その他支援ツールの提供等、総合的な支援施策の充実を検討する。

また、主要な西側諸国や国連等の公的な懸念者・制裁者リストをまとめた「統合制裁リスト情報」を、総合データベースの「CHASERコーナー」とは別途、一般向けに2022年度から開始したところであるが、それらのリスト掲載者との取引にはリスクがあるため、利用促進を図る。

(2) 大学や中小企業等に対する輸出管理支援

近年の大学における安全保障輸出管理向上の必要性の高まりを受けて、産業界に対する輸出管理支援の蓄積を活かし、大学に対する講師派遣、相談等の支援を引き続き進めていく。

特に経済産業省の大学向けの輸出管理アドバイザー派遣事業、中小企業等アウトリーチ事業の実施など、大学・中小企業向けの輸出管理支援の取り組みが強化されていることを踏まえ、それらの政府事業への側面支援とともに、HPでの大学・中小企業向けポータルサイトでのコンテンツの充実、「大学向けCHASER情報」の提供、体制整備支援サービス、講師派遣等を引き続き行っていく。

(3) 該非判定支援サービス

依頼者に該非判定の方法を説明すると共に、依頼者作成の該非判定結果に対し、輸出管理経験の豊富なアドバイザーが検証を行って、当該該非判定を支援するサービスを実施しているところ、中小企業を中心に大企業も含め利用件数は着実に推移しており、引き続き実施していく。

(4) 監査・体制整備支援サービス

輸出管理に係る監査代行、監査に関する助言指導等、監査に関する支援サービスと、これから輸出管理体制を構築・整備しようとする企業・大学等を対象に体制構築、輸出管理内部規程・細則の策定及び運用方法等に関する体制整備支援サービスを引き続き実施していく。

(5) 輸出管理人材募集情報の提供

登録者への輸出管理人材募集情報の提供を通じて、大学、中小企業等での人材募集の支援と、輸出管理人材の有効活用を引き続き実施し、我が国全体の輸出管理水準の底上げを図る。

(6) 経済産業省の個別指導事案に関する相談窓口の設置・運用

当局において、従前の法令解釈と異なったり、過大な負担を余儀なくされるような指導等が行われる事例があった場合、迅速にそのような事案を吸い上げ、それらが産業界全般に波及しないよう、早期解決に導く手段のひとつとして、賛助会員を対象として引き続き運用していく。

V 安全保障輸出管理に関連する国際的活動の推進

1. 輸出管理に関する国際交流の促進

米中覇権争いの中で激動している安全保障輸出管理の変化（その方向性や新たな規制への対応）について情報を入手し、米国の再輸出規制やいわゆる同志国規制への対応を誤らないため、国際的なハーモナイゼーションを積極的に推進することが必要である。こうしたハーモナイゼーションを実現するためには、政府のみならず、産業界レベルの国際的な意見交換を通し、輸出管理の国際的潮流を把握することも重要であり、引き続き、米国、欧州のみならずアジアの輸出管理に関係する政府機関、団体、研究機関及び企業との密度の高い交流を進める。

また、ホームページを通じて、英語による情報の発信にも努める。

2. アジア諸国等の輸出管理体制整備協力事業の推進

産業界の国際展開が進む中で、国際的な安全保障輸出管理を真に実効あるものとするためには、アジア諸国・地域などの国々における輸出管理の質的向上が一層重要となっている。

これまで我が国におけるアジア輸出管理セミナー、アジア諸国・地域の現地での輸出管理セミナーに係る運営協力を行ってきたが、輸出管理の導入レベルに応じ、引き続き、国際輸出管理レジーム非参加国を含めた輸出管理の拡大（アウトリーチの強化）活動に積極的に取り組んでいく。

以 上